

近江八幡市型下水道用次世代型マンホールふた認定・設置基準

1. 目的

近江八幡市において使用する下水道用次世代型マンホールふたを認定する基準として規定する。

2. 設置基準

下水道用次世代型マンホールは市で指定されている緊急輸送道路（車道部）に設置されるマンホールに採用する。

3. 認定基準

ふたの認定については、製造業者（申請者）が製造工場（申請者の自社工場）ごとに申請し下記の条件を満たすこと。なお、製造業者（申請者）は近江八幡市の登録業者又は登録予定業者であること。

（1）公益社団法人日本下水道協会の認定工場で製作されたものであること。

（2）認定申請書及び納入実績報告書を提出し、その内容が適正と認められること。

（様式1、様式2）

（3）近江八幡市型下水道用次世代型マンホールふた性能規定書に適合し、同検査要領書に基づく製品検査に合格すること。

4. 認定（更新）通知

認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。

（様式3、様式4、様式5）

5. 認定期間

認定期間は認定開始日から2年経過後の3月31日までとし、以降更新したときは3年間とする。

6. 認定の更新及び変更

認定の更新は、認定期間終了日の3か月前までに認定申請書（更新）等を提出することとし、また、認定内容に変更が生じたときは、速やかに認定申請書（変更）等を提出すること。

7. 認定の取り消し

認定した内容に下記の事項が生じたときは、認定を取消すものとする。

（1）申請及び検査内容に虚偽があったとき

（2）公益社団法人下水道協会の認定工場でなくなったとき

（3）申請の内容が履行されなかったとき

（4）不正や反社会的な事実が認められたとき

(5) 自ら廃業又は認定の取消を申し出たとき

また、認定期間中の納入実績が著しく少ないとときは認定を取消すことがある。

(様式6)

8. その他

- (1) 近江八幡市は、認定期間内において認定申請書の内容確認など、必要に応じ立ち入り検査を実施し、書類の提出を求めることができる。
- (2) 合格した製品の納入後であっても、近江八幡市が検査の必要があると認めたときは、納入した製品の中から適時抜き取り検査を行うことができる。
- (3) 近江八幡市が行う材質検査、性能検査及び立ち入り検査等に要する費用は、申請者の負担とする。
- (4) この基準に疑義が生じたときは、書面にて内容提示のうえ近江八幡市の指示又は近江八幡市及び申請者の協議により解決するものとする。